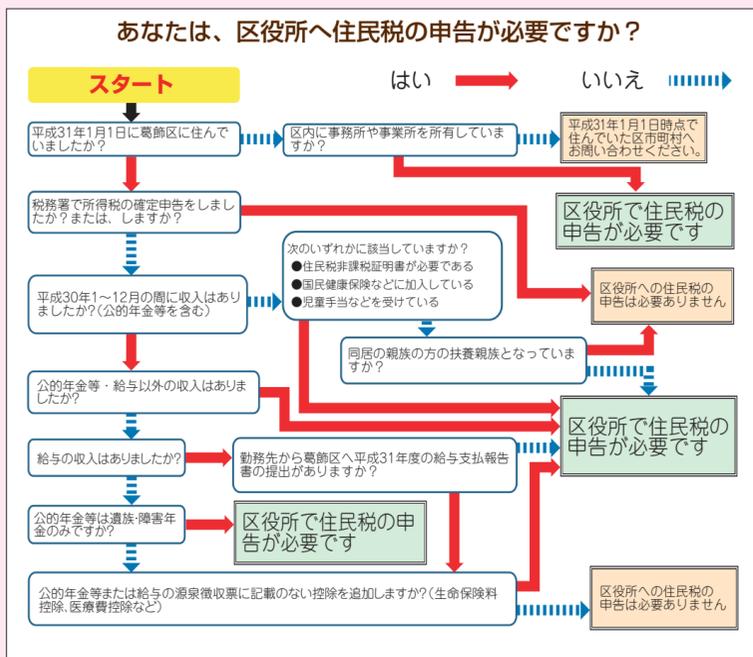


住民税(特別区民税・都民税) 申告は税務課(区役所3階321番) ☎5654 - 8550



住民税申告会場 【受付時間】 午前9時～午後4時30分

日程	会場
2/18(月)～3/15(日) (土・日曜日を除く)	区民ホール(区役所2階) 2/24(日)午前9時～正午も受け付けます。
2/21(木)・22(金)	▶ 亀有地区センター(亀有3・26・1リリオ館7階) ▶ 水元地区センター(水元3・13・22)
2/25(月)・26(火)	▶ 金町地区センター(東金町1・22・1) ▶ 南綾瀬地区センター(堀切7・8・22)
2/28(木)・3/1(金)	▶ 新小岩地区センター(新小岩2・17・1) ▶ 堀切地区センター(堀切3・8・5) ▶ 高砂地区センター(高砂3・1・39)
3/4(月)・5(火)	▶ 新小岩北地区センター(東新小岩6・21・1) ▶ 柴又地区センター(柴又1・38・2) ▶ 東四つ木地区センター(東四つ木1・20・4) ※3/5のみ受け付け

初日や月曜日、2/24(日)は、大変混雑することが予想されます。

住民税申告書の配布場所

申告会場の他、区民事務所・区民サービスコーナーで配布しています。郵送を希望する方は電話で税務課へご連絡ください。区ホームページ(トップ>オンラインサービス>申請書ダウンロード>税金)からも取り出せます。

平成30年に葛飾区へ住民税の申告をした方には、2月上旬に申告書を送付します。郵送で申告する場合は、返信用封筒を使用し、郵便局の窓口から簡易書留で発送してください。申告期限を過ぎると、住民税の決定が遅れたり、証明書の発行に時間が掛かったりする場合があります。

申告書請求・郵送・担当課

〒124-8555葛飾区役所税務課(区役所3階321番) ☎5654 - 8550

申告に必要なもの

- ▶ 住民税申告書(住所・氏名・電話番号・マイナンバーを記入し押印。その他の箇所は分かる範囲で記入)
- ▶ 印鑑
- ▶ 申告が必要な方のマイナンバー(個人番号)カード、またはマイナンバーが確認できるもの(通知カード、マイナンバーの記載のある住民票の写し)および本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど)
- ▶ 申告が必要な方と住民票上同一世帯ではない代理人が申告する場合は、委任状と代理人の本人確認ができるもの
- ▶ 平成30年中の収入金額が分かる書類(給料や年金の源泉徴収票、給与明細書など)
- ▶ 国民健康保険料・国民年金保険料(国民年金基金を含む)・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの領収書や控除証明書(保険料の決定通知書は使用できません)
- ▶ 医療費控除の明細書、または医療費の領収書・高額療養費などの給付金額が分かるもの ※医療費控除については、平成29年分所得の申告から領収書の添付が不要となり、医療費控除の明細書の添付が必要になりましたが、医療保険者が発行する医療費通知(医療費のお知らせ)を添付すれば、明細書の記入を省略できます。なお、平成31(2019)年分の所得の申告までは、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があり、区または税務署から求められたときには、提示または提出が必要になります。
- ▶ 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの控除証明書
- ▶ 海外在住の扶養親族各人への送金証明書・親族関係書類(戸籍の附票の写し、国・地方公共団体が発行した書類および国外居住親族のパスポートの写し、外国政府・外国の地方公共団体が発行した書類(住所・氏名・生年月日の記載があるもの)) ※外国語で作成された書類は日本語での翻訳文が必要です。
- ▶ 障害者控除を受ける方の身体障害者手帳(写しも可)・障害者控除対象認定書など

公的年金などを受給している方へ

公的年金などの収入金額の合計額が年間400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、税務署へ所得税の申告をする必要はありません。ただし、所得税の還付を受ける方は申告が必要です。

- ▶ 次の該当する方は、区役所へ住民税の申告が必要です。
 - ▶ 公的年金などに係る雑所得以外の収入があり、申告をしない方
 - ▶ 日本年金機構に申告した控除以外の控除を追加する方(扶養控除・社会保険料控除など)
- 詳しくは、税務課(☎5654 - 8550)へお問い合わせください。

住民税の納税には、便利な口座振替をご利用ください

区役所や区民事務所の窓口にて、口座名義人ご本人が金融機関のキャッシュカードをお持ちいただくと、その場で簡単に手続きができます。印鑑は不要です。

問い合わせ

- ▶ 住民税(特別区民税・都民税) 税務課(区役所3階321番) ☎5654 - 8201
- ▶ 所得税・贈与税・相続税他 葛飾税務署(立石8 - 31 - 6) ☎3691 - 0941
- ▶ 事業税・固定資産税他 葛飾都税事務所(区役所2階232番) ☎3697 - 7511

住民税納税額のお知らせ

個人で納付する方(普通徴収)および公的年金から差引き(年金特別徴収)の方には、6月中旬に税額決定納税通知書を送付します。非課税の方には送付しません。給与から差引き(特別徴収)の方には、勤務先を通じて通知します。

平成31(2019)年度の住民税課税状況の証明書について

給与収入のみで給与から差引き(特別徴収)の方には、5月中旬から発行します。

個人で納付する方(普通徴収)および公的年金から差引き(年金特別徴収)の方には、6月中旬から発行します。1通300円です(マイナンバー(個人番号)カードを利用したマルチコピー機での発行は200円)。

発行場所 税務課(区役所3階321番)、戸籍住民課(区役所2階217番)、区民ホール(区役所2階マルチコピー機)、区民事務所、区民サービスコーナー、マルチコピー機のあるコンビニエンスストア

税申告特集

受付期間 2月18日(月)～3月15日(金)

マイナンバーの記載が必要です

税務関係書類にはマイナンバーの記載が必要です。また、申告書提出の際には、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。▶マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの方は、1枚で本人確認もできます。▶マイナンバー(個人番号)カードをお持ちでない方は、通知カードまたはマイナンバーの記載がある住民票の写しなどの他、運転免許証などの本人確認書類が必要です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



所得税 申告は葛飾税務署(立石8 - 31 - 6) ☎3691 - 0941

申告書の提出はお早めに

確定申告書などの用紙は、税務署や区役所の他、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)からも取り出せます。申告書は、税務署窓口、税務署の時間外収受箱への投函、e-Tax(国税電子申告・納税システム)、郵便・信書便による送付の他、税務課(区役所3階321番)でも提出できます。

平成30年分の申告と納税

	所得税および復興特別所得税	個人事業者の消費税および地方消費税	贈与税
申告・納税の期限	3/15(金)	4/1(月)	3/15(金)
振替納税の振替日	4/22(月)	4/24(水)	

申告や納税の期限を過ぎると、加算税や延滞税が掛かる場合があります。

また、延滞税は振替口座の残高不足などで振替できなかった際にも発生する場合がありますので、ご注意ください。

平成31年1月4日からQRコードによるコンビニエンスストア納付が可能になりました

ご自宅などで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。納付できる金額は、30万円以下となります。

利用可能なコンビニエンスストア

ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ(いずれも[Loppi]端末設置店舗のみ)、ファミリーマート([Famiポート]端末設置店舗のみ)

申告書作成会場を開設します

会場

葛飾税務署(立石8 - 31 - 6)

開設期間

2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日を除く)ただし、2月24日(日)・3月3日(日)は開場します。

受付時間

午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)

相談時間

午前9時15分～午後5時 会場の混雑状況により、長時間お待ちいただくことがあります。また、受け付けを早めに締め切る場合がありますので、なるべくお早めにお越しください。

住民税・所得税に適用される主な税制改正

配偶者控除の見直し

配偶者控除の適用については、控除対象配偶者の合計所得金額が38万円以下であることに加え、納税義務者の合計所得金額に上限が設けられ、合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者は控除を受けることができなくなりました。また、納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額が段階的に減額されることになりました。

配偶者の合計所得金額	配偶者が給与所得のみの場合の配偶者の給与収入額	配偶者の年齢	控除額					
			住民税	所得税	住民税	所得税		
38万円以下	103万円以下	控除対象配偶者(70歳未満)	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円

配偶者の定義の見直し

- ▶ 同一生計配偶者 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が38万円以下の配偶者
- ▶ 控除対象配偶者 合計所得金額1,000万円以下の納税義務者と生計を一にする合計所得金額38万円以下の配偶者

(住民税▶平成31(2019)年度から 所得税▶平成30年分から)

配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除の適用については、控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が従来の76万円から123万円に引き上げられました。また、配偶者控除と同様に、納税義務者の合計所得金額に応じて、控除額が段階的に減額されることになりました。

配偶者の合計所得金額	配偶者が給与所得のみの場合の配偶者の給与収入額	控除額					
		住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税
38万円超～85万円以下	1,030,001円～1,500,000円	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
85万円超～90万円以下	1,500,001円～1,550,000円		36万円		24万円		12万円
90万円超～95万円以下	1,550,001円～1,600,000円	31万円		21万円		11万円	
95万円超～100万円以下	1,600,001円～1,667,999円		26万円		18万円		9万円
100万円超～105万円以下	1,668,000円～1,751,999円		21万円		14万円		7万円
105万円超～110万円以下	1,752,000円～1,831,999円		16万円		11万円		6万円
110万円超～115万円以下	1,832,000円～1,903,999円		11万円		8万円		4万円
115万円超～120万円以下	1,904,000円～1,971,999円		6万円		4万円		2万円
120万円超～123万円以下	1,972,000円～2,015,999円		3万円		2万円		1万円
123万円超～	2,016,000円～	0円(適用なし)	0円(適用なし)	0円(適用なし)	0円(適用なし)	0円(適用なし)	0円(適用なし)

個人事業税

個人事業税は、地方税法などに定める事業(法定業種)を営む個人事業主のうち、前年中の所得が290万円を超える方に対して掛かる都税です。所得税・住民税の申告をする方は、都税事務所への申告は必要ありません。該当業種や税額の計算など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

東京都台東区税務事務所(台東区雷門1 - 6 - 1) ☎3841 - 1683